弘前市告示第１２１号

平成３０年度弘前市小・中学生東北、全国及び国際スポーツ大会派遣事業費補助金交付要綱を次のように定める。

　　平成３０年４月１日

弘前市長　葛　西　憲　之

平成３０年度弘前市小・中学生東北、全国及び国際スポーツ大会派遣事業費補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　市は、市内在住の小・中学生で構成するスポーツ団体（以下「補助事業者」という。）が行う、市内在住の小・中学生を青森県外で開催される東北大会及び全国大会（中学校体育連盟が主催する中学校体育大会を除く。）並びに国際大会（以下「東北大会等」という。）に派遣する事業（以下「補助事業」という。）を支援し、もって小・中学生の心身の健全な育成及び当市のスポーツの底辺拡大と振興に寄与するため、平成３０年度予算の範囲内において、弘前市小・中学生東北、全国及び国際スポーツ大会派遣事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成１８年弘前市規則第５７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

　（補助対象者及び補助金の額）

第２条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、オリンピック若しくは国民体育大会の正式競技若しくは公開競技である競技種目又は日本スポーツ協会に加盟している団体が行う競技種目に係る東北大会等の予選又は予選に準ずる地区大会で優秀な成績を収め、東北大会等への参加資格を得た団体に属する者（監督及びコーチを除く。）であって、別表第１区分の欄の区分に応じ、それぞれ同表補助対象者の欄に掲げるものとする。

２　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費であって、別表第２のとおりとする。

３　補助金の額は、次の各号のうち最も少ない額とする。

(1) 補助対象経費の実支出額の合計額

(2) 弘前市職員の例により計算した補助対象経費の合計額に２分の１を乗じて得た額

(3) 別表第３派遣地域の欄の区分に応じそれぞれ同表補助基準額の欄に掲げる金額に、別表第４補助対象者数の欄の区分に応じそれぞれ同表計算基礎人数の欄に掲げる人数を乗じて得た額

　（交付申請）

第３条　規則第３条の補助金等交付申請書は、平成３０年度弘前市小・中学生東北、全国及び国際スポーツ大会派遣事業費補助金交付申請書（様式第１号）とする。

２　前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書（様式第２号）

(2) 収支予算書（様式第３号）

(3) 参加者名簿（様式第４号）

(4) 開催要項

(5) 予選結果等の東北大会等への参加資格を得た経緯が分かるもの

３　市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

　（交付の条件）

第４条　次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第５条の規定により付された条件とする。

　(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ平成３０年度弘前市小・中学生東北、全国及び国際スポーツ大会派遣事業費補助金事業変更承認申請書（様式第５号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

　(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ平成３０年度弘前市小・中学生東北、全国及び国際スポーツ大会派遣事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第６号）を市長に提出して、その承認を受けること。

　(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

（交付決定）

第５条　規則第６条の補助金等交付決定通知書は、平成３０年度弘前市小・中学生東北、全国及び国際スポーツ大会派遣事業費補助金交付決定通知書（様式第７号）とする。

（申請の取下げ）

第６条　規則第７条第１項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日の翌日から起算して１４日を経過した日とする。

　（実績報告）

第７条　規則第１２条の補助事業等実績報告書は、平成３０年度弘前市小・中学生東北、全国及び国際スポーツ大会派遣事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第８号）とする。

２　前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

　(1) 事業実績書（様式第９号）

(2) 収支決算書（様式第１０号）

(3) 領収証、受領証等支払を証明するものの写し

(4) プログラム又はその写し

　(5) 成績を証明するもの

３　市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

４　第１項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（第４条第２号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）の翌日から起算して３０日を経過した日とする。

　（補助金の額の確定通知）

第８条　規則第１３条の補助金等交付額確定通知書は、平成３０年度弘前市小・中学生東北、全国及び国際スポーツ大会派遣事業費補助金交付額確定通知書（様式第１１号）とする。

　（補助金の請求等）

第９条　補助金の請求は、平成３０年度弘前市小・中学生東北、全国及び国際スポーツ大会派遣事業費補助金請求書（様式第１２号）を市長に提出して行うものとする。

２　補助金は、口座振替により交付する。

３　補助金は、概算払により交付する。

　　　附　則

　この要綱は、告示の日から施行し、平成３０年度の補助事業について適用する。